平成２８年（フ）第３３９号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目1023番地の１　スカイパーク21　１Ａ号
債務者　須藤　匡基
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
徳島県海部郡美波町西由岐字東100番地１、前住所大阪府吹田市日の出町25―４―304
債務者　米山　邦久
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第６号
高知県土佐清水市加久見364番地５
債務者　古賀　秀明
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第７号
高知県宿毛市西町２丁目14番25号
債務者　北川　　徳
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第２７号
鹿児島県志布志市有明町野井倉6073番地１　坂之上ハイツ１号
債務者　森　さゆり
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第９号
富山市藤の木園町16番地
債務者　東　　祐児
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
富山県中新川郡上市町柳町４番地25　コンフォートみやび台Ｉ202号
債務者　本合　律代
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０号
富山市萩原125番地１　グランシャリオＦ棟103号
債務者　矢野　悟子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
鹿児島県鹿屋市下高隈町4510番地３
債務者　山元　和枝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
熊本市中央区大江２丁目17番７号　エステート大江302号室、前住所熊本市北区龍田８丁目14番91―102号　コーポ＃＆♭
債務者　本田　義勝
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１号
栃木県宇都宮市峰２丁目６番32号、前住所栃木県宇都宮市下岡本町4532番地２
債務者　岩井　道昭
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４号
栃木県小山市西城南４丁目18番地７　マイキャッスル６―105号、従前の住所栃木県小山市駅南町３丁目13番23号　駅南ハイツ301号
債務者　福嶋　孝枝（旧姓外松）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２６０号
東京都八王子市四谷町1917番地45すみれハイツ304号
債務者　松崎　　望
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
熊本県山鹿市宗方通401番地　エムハイツ103号室、前住所熊本県山鹿市南島1063番地２
債務者　星子衣津美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
栃木県栃木市都賀町家中2235番地18
債務者　川俣工務店こと　川俣　一雄
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０７号
栃木県宇都宮市川田町1125番地４　メックハイツ101号室、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡1529番地
債務者　櫻田　博幸
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係